

40歳以上75歳未満の協会けんぽ加入者である従業員が協会けんぽ生活習慣病予防健診を利用せず、事業者健診(定期健診)結果を愛知支部に提供する場合に限り、この同意書が必要です。
なお、既に提出済みの事業所の皆様は、提出不要です。

(H30.11)

② 事業者健診(定期健診)結果の提供に関する同意書

当社は全国健康保険協会愛知支部(以下「愛知支部」という)に対し、以下の①～③について同意します。

- ①当社が労働安全衛生法第66条の規定に基づき実施した事業者健診(定期健診)のうち、40歳以上75歳未満の協会けんぽ加入者である従業員(以下「対象者」という)の特定健診結果データ(以下「結果データ」という)を、高齢者の医療の確保に関する法律第27条第2項・第3項の規定に基づき愛知支部に提出すること。
- ②健診機関が対象者の結果データを作成するにあたり必要となる情報(被保険者証の記号番号、氏名、性別及び生年月日等)を愛知支部が当該健康機関に提供すること。
- ③愛知支部が当該健診機関から結果データを受領すること。

なお、当社から特段の申し出がない場合は、本同意書は次年度以降も効力を有することとします。

貴事業所に関する事項

太枠内をすべてご記入ください。必ず押印をお願いいたします。

| 記入日 | | 年 | 月 | 日 |
|--|--------------------|-----|---|---|
| 事業所 | 所在地 名称 事業主氏名 | (印) | | |
| | 連絡先電話番号 担当者氏名 | | | |
| 健康保険証の記号 (数字7～8ケタ) | | | | |
| 事業者健診を受診 する健診機関名 (生活習慣病予防健診 のみの受診は除く) | | 1 | | |
| | | 2 | | |
| | | 3 | | |
| | | 4 | | |
| | | 5 | | |

協会けんぽの生活習慣病予防健診を 利用されていない事業所は裏面の 「事業者健診(定期健診)結果の提供に関する同意書」の 提出が必要です。

以下の「高齢者の医療の確保に関する法律」によって、健診結果を協会けんぽへ提出することは、事業主の義務とされております。裏面の同意書を提出いただければ、協会けんぽは健診機関から直接、健診結果の提供を受けることができ、健診受診率が上がります。

※事業主様が協会けんぽに対して健診結果をご提供いただくことは、法令に基づくものであり、従業員に断りなく同意書を提出しても、個人情報保護上の責任を問われることはありません。

※労働安全衛生法に基づく健康診断項目のうち、特定健康診査及び特定保健指導に含まれない項目(事務歴、視力、聴力、胸部エックス線検査、喀痰検査)の提供については、労働者の同意が必要となります。ただし、健診機関から提供いただく場合の健診結果は特定健康診査の検査項目のデータですので、従業員個人の同意は必要ありません。

根拠条文

「高齢者の医療の確保に関する法律」 (特定健康診査等に関する記録の提供)

第27条 保険者は、加入者の資格を取得した者があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定健康指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前2項の規定により、特定健康診査若しくは特定健康指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階
営業時間/8:30~17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

TEL.052-856-1482(保健グループ)